

消 防 予 第 99 号
平成 28 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

避難器具（救助袋）の点検及び報告の実施に係る留意事項について（通知）

消防用設備等の点検及び報告については、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）及び「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成 14 年 6 月 11 日付け消防予第 172 号。以下「点検要領」という。）により運用いただいているところですが、今般、一般社団法人日本消防設備安全センターに設置された「消防用設備等の経年劣化等に対応した点検方法等検討会」において調査、検討が行われ、避難器具（救助袋）に係る点検について特に留意が必要な事項が取りまとめられました。

つきましては、下記の事項を参考とし、より有効な点検及び報告の実施を推進していただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、当該留意事項は一般社団法人全国避難設備工業会及び一般財団法人日本消防設備安全センターを通じ、同工業会及び各都道府県消防設備協会の会員事業者へも周知するよう依頼しています。

また、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 機器点検及び総合点検時に、袋本体の下部出口と降着面との間隔が無荷重の状態では 50 センチメートル以下であることを確認することとされているが、設置されてから長期間経過した救助袋の中には、本体布が劣化による収縮のため当該事項を満たしていないものがあることから、点検実施者に対して十分な確認を促すとともに、不備事項が確認された場合は関係者に対して器具の取替え等の必要な対応を指導いただきたいこと。

- 2 「避難器具の基準を定める件の一部を改正する件」(昭和 56 年消防庁告示第 8 号)により救助袋の構造、材質及び強度に係る技術基準が策定される以前から設置されている救助袋(以下「告示前救助袋」という。)については、「避難器具の基準の一部改正について」(昭和 56 年 12 月 8 日付け消防予第 285 号)により、消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく点検を行った結果、点検基準に適合する旨の報告があったものに限り消防法施行令第 32 条の規定を適用しそのまま設置できることとしているが、上記 1 を含む点検項目において不備が確認された場合は、当該令 32 条の適用は継続できないことに留意いただきたいこと。
- 3 告示前救助袋の本体布について引張強さの試験を行ったところ、材質によってはその全てにおいて十分な強度を有していないことが確認された(別添の参考資料参照。)ことから、告示前救助袋を中心に設置時期及び本体布の材質、又は目視等により劣化が進行していると判断されるものについて、補修により対応できない場合は、器具の取替えを行うよう指導願いたいこと。
- 4 学校施設に設置された消防用設備等の適切な維持管理については、「学校施設の維持管理に係る関係部局に対する適切な対応について」(平成 27 年 11 月 2 日付け事務連絡)により対応をお願いしているところであるが、小中学校等は、他の用途と比較して告示前救助袋が設置されている割合が高いと考えられることから、上記 1～3 に関し、特に注意が必要であること。

消防庁予防課設備係
担当：近藤、千葉
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533